

# 社団法人 日本蚕糸学会定款

(平成11年9月20日 改正)

## 第1章 総 則

- 第1条 この学会は蚕糸に関する学術の進歩と普及を図ることを目的とする。
- 第2条 この学会は前条の目的を達するため、次の事業を行なう。
- 1 学術講演会の開催
  - 2 会報の発行
  - 3 学術研究業績の表彰
  - 4 その他、この学会の目的を達するに必要な事業
- 第3条 この学会は、社団法人日本蚕糸学会という。
- 第4条 この学会の事務所を茨城県つくば市大わし1番地2におく。
- 第5条 この定款の変更は、総会の議決により文部科学大臣の許可を経なければならない。
- 第6条 この定款の施行に必要な細則は評議員会の議決を経て別に定める。

## 第2章 会 員

- 第7条 蚕糸に関する学識経験がある者、またはこの学会の趣旨に賛成する者はこの学会の会員となることができる。
- 2 会員は正会員・学生会員・永年会員・団体会員・海外会員および名誉会員の6種とする。民法上の社員は正会員とする。
- 第8条 正会員は別に定める会費を前納する個人とする。
- 2 正会員になろうとする者は書面をもって住所、氏名および職業を明記し別に定める会費1ヶ年分以上を添えて、この学会に申込まなければならない。
- 第9条 学生会員は大学に学生、大学院生あるいは研究生として在籍する者で別に定める会費を前納する個人とする。
- 2 永年会員は20年以上本会の正会員であり、かつ満60歳以上に達した者で別に定める会費を前納する個人とする。
- 3 団体会員は別に定める会費を前納する組織、機関等とする。
- 4 海外会員は別に定める会費を前納し海外に居住する個人とする。
- 第10条 名誉会員は、この学会の会員、もしくは会員であった者で、蚕糸に関する科学技術の進歩に貢献し、またはこの学会に功労があった者を、総会の承認を経て決定する。
- 2 名誉会員は会費の負担をしない。
- 第11条 会員が脱退しようとするときは、書面をもってこの学会に通告するものとする。この場合会費の未納があるときはこれを完納しなければならない。
- 第12条 会員がこの定款の定めを違背し、または学会の名誉を損ねた場合は、評議員会の議決を経てこれを除名することができる。

## 第3章 総会および評議員会

- 第13条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とし、会長がこれを招集する。
- 2 通常総会は毎年1回春期にこれを開き、臨時総会は、会長が必要であると認めたとき、または監事、もしくは正会員50名以上から会議の目的を示して、総会招集の請求があったときにこれを開く。
- 第14条 総会の招集は少なくとも会期2週間前に、会議の目的、場所および日時を明示して、書面もしくは会報をもって正会員にこれを通知しなければならない。

第15条 総会の議長は会長がこれに当る。会長事故あるときは、副会長がこれに代り、会長、副会長ともに事故あるときは、出席正会員中から、出席正会員がこれを選挙する。

第16条 総会は正会員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意見を提出し、または出席正会員にその権限を委任した者は、出席とみなす。

2 総会の議決は出席正会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。ただし定款変更の議決は、出席正会員の3分の2以上の同意を、解散の議決は、正会員の3分の2以上が出席し、その出席正会員の4分の3以上の同意がなければならない。

第17条 この学会に評議員会を設け、評議員をもってこれを組織し、会長の諮問に応じ、かつ役員選挙および事業計画、経費の収支予算、決算その他重要な事項につき審議する。

第18条 評議員はその定数を30名以上60名以内とし、正会員から総会においてこれを選挙する。

2 評議員の任期は2年とする。

第19条 評議員に欠員を生じたときは、次の総会において補欠選挙を行なう。補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第20条 評議員会は、会長が必要があると認めたとき、会長がこれを招集する。

2 会長は監事または評議員の5分の1以上から、会議の目的を示して評議員会の招集につき請求があったときは、直ちにこれを招集しなければならない。

第21条 第14条ないし第16条の規程は評議員会にこれを準用する。ただし、第14条ないし第16条中正会員とあるのは評議員と読み替える。

#### 第4章 役員および幹事

第22条 この学会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	18名
監 事	2名

2 会長および副会長は理事とする。

第23条 役員は正会員中から総会においてこれを選任する。

2 役員任期は、2年とする。

3 役員は任期満了後においても後任者の就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

4 第19条の規程は役員に準用する。

第24条 会長は会務を総理しこの学会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 理事は理事会を組織し会務執行に関する重要な事項を合議し、かつ必要により会長の指定する部属の業務を分掌する。

4 第14条ないし第16条の規程は、理事会にこれを準用する。ただし第14条ないし第16条中正会員とあるは理事に、第14条中会期2週間前を会期5日前に、第16条中5分の1以上出席を半数以上出席に読み替える。

第25条 監事は民法第59条に規程する職務を行なう。

第26条 会長は毎年度事業概要その他必要と認める事項を総会に報告しなければならない。

第27条 会長が総会に提出する事項は評議員会の議決を経るものとする。

第28条 この学会に幹事若干名をおくことができる。

2 幹事は必要により理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

3 幹事は会長および部属の業務を担当する理事の指示を受けてその業務を分担する。

## 第5章 資 産

第29条 この学会の資産は基本財産および運用財産の2種とする。

1 基本財産は、別紙財産目録の基本財産の部に記載する資産ならびにその指定による寄付金およびその他の寄付金、経費剰余金であって、評議員会が基本財産に編入することを議決した資産をもって構成する。

2 運用財産は基本財産以外の資産とする。

第30条 基本財産は確実な銀行、または信託銀行に預け入れて、会長がこれを管理する。

第31条 基本財産は消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この学会の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第32条 資産管理に関する規程は、評議員会の議決を経て別に定める。

## 第6章 会 計

第33条 この学会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。ただし、この会計年度に属する収支の出納は翌年1月31日までに完納しなければならない。

第34条 この学会の経費は資産から生ずる収入、会費、賛助金および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第35条 この学会の経費の収入支出予算および事業計画は、毎年度開始前に評議員会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更の場合も同様とする。

第36条 前年度経費の収入支出および資産受払の決算ならびに財産目録、事業報告、および会員の異動状況につき監事の監査を経て総会に報告し、その承認を受け、かつ、文部科学大臣に届け出なければならない。

第37条 この学会の収支決算に剰余金を生じたときは総会の承認を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第38条 収支予算に定めるものを除くの外、新たに業務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経て文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

## 第7章 支 部

第39条 この学会の目的および事業の円滑な推進ならびに会員相互の緊密な連絡を図るため、地方地区に支部を設けることができる。

2 支部の設定に関する規程は、評議員会の議決を経て別にこれを定める。

## 第8章 解 散

第40条 この学会の解散は、第16条第2項ただし書の規程により、総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第41条 この学会の解散に伴う残余財産は、第16条第2項ただし書の規程により、総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。